

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

令和7年(2025年)2月13日 東京簡易裁判所に訴えの提起

21日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、原告が、介護保険に加入申込みをしていないにもかかわらず、被告が原告の年金から介護保険料を徴収したと主張し、被告に対し、104,998円の支払を求めるものである。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨

ア 被告は原告に対し、次の金額を支払え。

(ア) 金104,998円

(イ) 上記(ア)の金額のうち金92,400円に対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

原告は介護保険に加入申込みをしていないにもかかわらず、被告は原告の年金から介護保険料として令和6年分92,400円を徴収した。よって、当該92,400円、令和7年2月10日までの利息2,310円及び文書通信費10,288円の合計104,998円の支払を求める。